

白川村 荻町地区

令和3年度

【地域の概要】

- ユネスコの世界文化遺産に登録及び国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地域
- 土地の形状変更、景観を損なう開発等に対して厳しい規制がある
- 10a未満の農地が点在
- 人・農地プランに位置付けられた担い手10名（法人2社、個人8名）

①取組開始前の状況や課題

形状変更不可狭小農地

- 世界遺産内の土地、建造物、構造物は、原則その形状を変えることができない。
- そのため、狭小、不整形農地の積極的な構造改善が実施できない。
- トラクター、コンバインなどの農業機械での作業が行いにくい。

景観への配慮

- 白川郷展望台から最も視界に入る農地であることから、自己保全管理など消極的な保全手法は相応しくない。
- 農地とは言え観光資源でもあることから、水稻栽培による田園風景の維持保全が絶対に必要。

農地所有者の限界

- 上記のことから農地所有者が管理していくことが困難な状況。
- また機械作業が行いにくことから、上記担い手も引き受けを敬遠。

②取組内容

地区農業委員が相談を受ける（令和3年10月）

- 稲刈り後の圃場見回りを行っていた地区農業委員が、所有者と当該農地付近で会った際に、①に記載した理由等により、今後の営農について悩みを抱えていることを把握した。
- 担い手にお願いしたいが、①に記載した理由等により、引き受けてもらえるか不安がある。
- 該当農地は水田7筆、58a。

担い手とのマッチング（令和3年11月）

- 地区農業委員が担い手（法人1社）と打ち合わせを実施。担い手は、①の理由等により引き受けを敬遠していたが、地区農業委員の粘り強い説得及び景観保全への強い使命感から、令和4年から引き受けることになった。



世界文化遺産 白川郷全景



③今後の展開と方向性

観光面の強みを活かした新たな保全方法の確立

- 田植え、畦畔草刈、稲刈り時など、比較的重労働になる部分を農業体験等のイベントとして実施し、農地及び景観の保全を図る。
- 移住者や非農家等が小規模ながらも農業に参画できる環境を整備することで、新たな担い手を確保する。